

女性の職業選択に資する情報の公表

女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、以下のとおり公表します。

○男女別の育児休業取得率（令和5年度）

男性	女性
50%	100%

○男性の配偶者出産休暇等の取得率（令和5年度）

100%

○超過勤務の状況（令和5年度）

月平均 1.7 時間

○職員に占める女性職員の割合（令和5年4月1日現在）

25%

○管理職に占める女性職員の割合（令和5年4月1日現在）

0%

○男女の給与の差異（男性の給与に対する女性の給与の割合） （令和5年度）

80.6%